

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇規 則  
鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則の一部  
を改正する規則(社会課)

## 規 則

鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和六十三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十五号

鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則の一部を改正する  
規則

鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則(昭和六十二年四月鳥  
取県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第二号下欄及び同条第二項中「同表第二号(四)」を「同  
表第二号(五)」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第三条関係)

一 被措置者等の 全員に基準年の 分の所得税額が ない場合		二 被措置者等の いずれかに基準 年の分の所得税 額がある場合	
(一) その全員に基準年度の分の市町 村民税の所得割額がないとき	四、五〇〇円	(一) 当該所得税額の合算額が四、八 〇〇円以下のとき	六、九〇〇円
(二) そのいずれかに基準年度の分の 市町村民税の所得割額があるとき	五、八〇〇円	(二) 当該所得税額の合算額が四、八 〇一円以上九、六〇〇円以下のと き	七、六〇〇円
		(三) 当該所得税額の合算額が九、六 〇一円以上一六、八〇〇円以下の とき	八、五〇〇円
		(四) 当該所得税額の合算額が一六、 八〇一円以上二四、〇〇〇円以下 のとき	九、四〇〇円
		(五) 当該所得税額の合算額が二四、 〇〇一円以上三二、四〇〇円以下 のとき	一一、〇〇〇円

(六) 当該所得税額の合算額が三二、〇〇〇円以下 のとき	(七) 当該所得税額の合算額が四二、〇〇〇円以上九二、四〇〇円以下 のとき	(八) 当該所得税額の合算額が九二、〇〇〇円以上一二〇、〇〇〇円以下 のとき	(九) 当該所得税額の合算額が一二〇、〇〇〇円以上一五六、〇〇〇円以下 のとき	(十) 当該所得税額の合算額が一五六、〇〇〇円以上一九八、〇〇〇円以下 のとき	(十一) 当該所得税額の合算額が一九八、〇〇〇円以上二八七、五〇〇円以下 のとき	(十二) 当該所得税額の合算額が二八七、五〇〇円以上三九七、〇〇〇円以下 のとき	(十三) 当該所得税額の合算額が三九七、〇〇〇円以上四九二、四〇〇円以下 のとき	(十四) 当該所得税額の合算額が四九二、四〇〇円以上一、五〇〇、〇〇〇円以下 のとき	(十五) 当該所得税額の合算額が一、五〇〇、〇〇〇円以上一、六五〇、〇〇〇円以下 のとき
一一、五〇〇円	一六、二〇〇円	一八、七〇〇円	二三、一〇〇円	二七、五〇〇円	三五、七〇〇円	四四、〇〇〇円	五二、三〇〇円	八〇、七〇〇円	八五、〇〇〇円

(一) 当該所得税額の合算額が一、六〇〇、〇〇〇円以下のとき	(二) 当該所得税額の合算額が二、二〇〇、〇〇〇円以上三、〇〇〇、〇〇〇円以下のとき	(三) 当該所得税額の合算額が三、〇〇〇、〇〇〇円以上三、九六〇、〇〇〇円以下のとき	(四) 当該所得税額の合算額が三、九六〇、〇〇〇円以上のとき
一〇二、九〇〇円	一一二、五〇〇円	一四三、八〇〇円	医療給付等の措置について県及び被措置者等がその受託機関等に支払うべき費用の総額

附 則

この規則は、昭和六十三年六月一日から施行し、同日以降に行う医療給付等の措置（第三条第一項の表第二号に掲げる措置については、同日以降に終了する当該措置の同日前に行われた分を含む。）について適用する。